

議案第 3 号

匝瑳市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

匝瑳市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 8 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑛市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により定める匝瑛市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備の取得をした者に係る固定資産税について、法第24条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により行う課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）をいう。
- (2) 取得等 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含むものをいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。
- (3) 特別償却設備 持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであ

って、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものをいう。

ア 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

イ 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

（課税免除）

第3条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する期間内に特別償却設備の取得等をした者に対し、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、課税免除をすることができる。

（課税免除の期間）

第4条 前条の規定による課税免除の期間は、市が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して3年度分とする。

（課税免除の申請）

第5条 第3条の規定により課税免除を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、課税免除の決定を受けなければならない。

（課税免除措置の承継）

第6条 合併、相続、譲渡その他の理由により、特別償却設備を承継した者は、当該承継前の事業を継続するときに限り、当該特別償却設備に対する課税免除措置を承継することができる。

2 前項に規定する承継者が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則の定めるところにより市長に申請し、承認を受けなければならない。

（課税免除の取消し）

第7条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消し、又は、免除した固定資産税の全部又は一部の納付を命ずることができる。

- (1) 主たる設備の稼働開始の予定期日が著しく遅延したとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は事実上廃止若しくは休止の状況にあるとき。
- (3) 第3条に規定する要件を欠いていたことが明らかになったとき。
- (4) 偽りその他の不正な行為によって課税免除を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
(匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部改正)
- 2 匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例（平成18年匝瑳市条例第116号）の一部を次のように改正する。
第6条に次の1項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、匝瑳市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和5年匝瑳市条例第 号）の規定による課税免除の適用を受ける固定資産については、当該課税免除の期間中この条例の規定による固定資産税の課税免除は適用しない。

(参考)

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第5条 略 （固定資産税の課税免除）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、匝瑳市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和5年匝瑳市条例第 号）の規定による課税免除の適用を受ける固定資産については、当該課税免除の期間中この条例の規定による固定資産税の課税免除は適用しない。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 （固定資産税の課税免除）</p> <p>第6条 略</p> <p>以下 略</p>